

○ 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
（ATCRBSの無線局の無線設備） 第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備（次号に掲げるものを除く。以下「SSR」という。）は、次に掲げる条件に合致すること。 イ・ロ（略） ハ 質問信号のモード（以下「質問モード」という。）ごとの質問信号及び抑圧信号の特性は、別図第七号に示すところによるものとする。 ニト（略） チ 空中線は、その発射する電波の偏波面が垂直となるものであること。 二 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用して無線測位を行うもの（以下「複数地点受信方式航空監視システムの無線局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。 イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のう	（ATCRBSの無線局の無線設備） 第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一（同上） イ・ロ（略） ハ 質問信号のモード（以下「質問モード」という。）ごとの特性及び抑圧信号の特性は、別図第七号に示すところによるものとする。 ニト（略） チ（同上） 二（同上） イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のう

ち、A T Cトランスポンダに対して質問信号又は抑圧信号を送信するもの（以下「質問信号送信設備」という。）は、前号ハ及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。 (1)・(2) (略) (3) 質問信号群（一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。）の送信の時間間隔に対して、質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）によつてA T Cトランスポンダが占有される時間が二パーセントを超えないものであること。 ロ (略) 三〽五 (略)	ち、A T Cトランスポンダに対して質問信号を送信するもの（以下「質問信号送信設備」という。）は、前号ハ及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。 (1)・(2) (略) (3) 質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）によつてA T Cトランスポンダが占有される時間は、当該A T Cトランスポンダが動作している時間の二パーセント以上にならないこと。 ロ (略) 三〽五 (略)
(A C A S) 第四十五条の十二の十一 A C A Sは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 A C A S I（A C A Sであつて、表示する情報が位置情報のみのものをいう。）は、次に掲げる条件に適合すること。 イ 送信装置の条件 (1)・(4) (略) (5) 質問信号群のジツタは、（±）一〇パーセント以内であること。 (6) (略)	(A C A S) 第四十五条の十二の十一 A C A Sは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一 (同上) イ (同上) (1)・(4) (略) (5) 質問信号群（一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。）のジツタは、（±）一〇パーセント以内であること。 (6) (略)

ロ・く (望) 一～四 (望) 別図第七号 <u>SSR、質問信号送信設備及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号</u>の特性 (第45条の12の6 及び第45条の12の11関係) 1 (略) 2 質問モードの種別及びパルス間隔 (略) 注 1～6 (略) 7 <u>質問信号送信設備及びACASにあつては、応答の重畳数を減少させるため、質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。</u> (表略)	ロ・く (望) 一～四 (望) 別図第七号 <u>SSR及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号</u>の特性 (第45条の12の6 及び第45条の12の11関係) 1 (略) 2 (同左) (略) 注 1～6 (略) 7 <u>ACASにおいて、モードC応答の重畳数を減少させるため、モードC又はモードC一括の質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。</u> (表略)
---	---

附 則
この省令は、公布の日から施行する。